

一般不妊治療（人工授精）費用の一部を助成します。

※令和4年3月31日までに治療を開始した方が対象

上天草市では、不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊症と医師に診断された夫婦を対象に、人工授精に要する費用の一部を助成します。

1 対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- ① 夫婦のいずれかが申請を行う日の1年以上前から上天草市に住民票があること
- ② 治療を受けている期間において、他の市町村の助成を受けていないこと
- ③ 治療を受けている夫婦及び同一世帯員に市税等の滞納がないこと
- ④ 夫婦のいずれかが、医師に不妊症と診断されていること
- ⑤ 人工授精を実施した夫婦であること。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの
 - イ 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの



2 助成内容

(1) 助成額

人工授精（保険外診療に限る。）に要する自己負担額とします（文書料、個室料等の人工授精に直接関係のない費用は含まれません。）ただし、1回の治療につき1万円を上限額とします。

また、医療保険関係法令に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところより、その一般不妊治療に要する費用に対し給付が行われる場合は、その額を控除した額とします。

(2) 助成回数 助成の回数は、1年度につき6回までとします。

3 申請に必要な書類

- ① 上天草市一般不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
- ② 上天草市一般不妊治療受診等証明書（様式第3号）
★市へ申請書の提出をされる前に医療機関へ証明書の記入をお願いしてください。
- ③ 人工授精に係る領収書の写し（医療機関発行）
- ④ 住民票（夫婦のうち上天草市に住民票がある方に限る。）
- ⑤ 戸籍謄本又は抄本（夫婦のいずれとも上天草市に住所があり、かつ、同一世帯の場合は添付を省略することができます。）
- ⑥ 夫婦の属する世帯全員の市税等（上天草市に係るものに限る。）の未納のない証明
（世帯員全員の「未納がない証明」と世帯で1つの「上下水道の未納がない証明」が必要です。）

※ただし、④～⑥の書類は、証明すべき事実を公簿等によって市が確認することに同意の署名をされた場合は、当該書類の添付を省略することができます。

※申請書類は、費用が発生するものもありますので、必ず申請前に保健センターまでご確認をお願いします。

4 申請期限

最終治療日から6カ月以内に申請してください。

5 申請方法

申請は、基本的に1年度分をまとめてしていただきます。1回の治療毎でも申請できますが、申請毎に、前ページの「3申請に必要な書類」の提出が必要となります。

6 審査の結果

市が申請内容の審査を行い、「上天草市不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書（様式第4号）」を申請者宛に送付します。（上天草市不妊治療費助成金請求書（様式第5号）を同封します。）

7 請求書の提出

上天草市不妊治療費助成金請求書（様式第5号）の提出をして頂きます。

8 申請書及び請求書の提出先及び問い合わせ先

上天草市健康福祉部健康づくり推進課（上天草市保健センター）母子保健係
（直通番号）0969-28-3376

9 不妊専門相談

熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）熊本市長嶺南2丁目3番3号
電話：096-381-4340

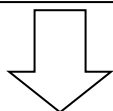
【一般不妊治療費助成事業の流れ】

市から書類を取得する

上天草市一般不妊治療受診等証明書（様式第3号）を取得する。（書類は市役所健康づくり推進課にありますが、以下の方法もあります。）

- 1 市のホームページからダウンロードする。
- 2 郵送の希望をする。（希望者へ郵送します。）

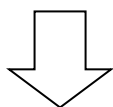
（上天草市健康づくり推進課母子保健係：0969-28-3376）



医療機関にて行ってもらふこと

- 1 人工授精の治療を行う。
- 2 必要料金を支払う（一旦、全額自己負担してください。）
- 3 人工授精に係る領収書をもらう
- 4 上天草市一般不妊治療受診等証明書（様式第3号）を記入してもらふ。（1年度分をまとめて記載して頂いてください。）

※申請は、基本的には1年度分をまとめてして頂きます。（1回の治療毎でも申請できますが、申請毎に、「3 申請に必要な書類」の提出が必要となります。）



市に必要な書類を提出

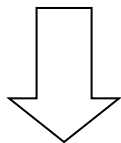
最終の治療を受けた日から6月以内に申請してください。

- 提出するもの：①上天草市一般不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
②上天草市一般不妊治療受診等証明書（様式第3号）
③人工授精に係る領収書の写し（医療機関発行）
④住民票（夫婦のうち上天草市に住民票がある方に限る。）
⑤戸籍謄本又は抄本（夫婦のいずれとも上天草市に住所があり、かつ、同一世帯の場合は添付を省略することができます。）
⑥夫婦の属する世帯全員の市税等（上天草市に係るものに限る。）の未納のない証明
- ※④～⑥は、市長が公簿等によって確認することに同意をされる場合は、不要となります。

提出先：上天草市健康づくり推進課（上天草市保健センター）

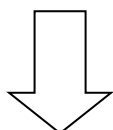
（次ページに続く）

市が申請内容の審査を行います。



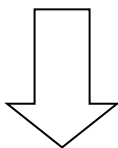
上天草市不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書（様式第4号）の発行

審査の結果、上天草市不妊治療費助成金交付決定及び確定通知書（様式第4号）を申請者宛に送付します。（上天草市不妊治療費助成金請求書（様式第5号）を同封します。）



市に請求書を提出（上記の交付決定及び確定通知書に基づいた金額の請求を行う。）

上天草市不妊治療費助成金請求書（様式第5号）の提出を行う。



指定された口座に振り込まれます。